

愛媛労働局発表  
平成24年10月26日

[照会先]

【担当】  
愛媛労働局労働基準部 監督課  
監督課長 西本 直哉  
監察監督官 森 憲之  
電話 089(935)5203 内線 451・452

## 労働時間適正化キャンペーンの実施について

### 1 労働時間適正化キャンペーンの実施について

労働時間の現状は、依然として長時間労働の実態が見られ、また、全国では、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が、平成23年度においても310件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要です。

そこで、本年度においても長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、労使を始めとする関係者に対して、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

[重点的に取組を行う事項]

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導など、健康管理に関する措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

[労働局及び労働基準監督署の取組の概要]

#### (1) 使用者団体等への協力要請

キャンペーン期間に先立ち、主要な使用者団体、労働組合等に対しリーフレットを配布し、傘下の企業、労働組合への長時間労働の抑制等に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行います。

(2) メール窓口の情報に基づく対応

労働局及び労働基準監督署においては、厚生労働省に設置される「労働時間等情報受付メール窓口」に寄せられた長時間労働等に関する情報を今後の監督指導等に活用します。

[労働時間等情報受付メール窓口]

期間 : 11月1日(木)から11月30日(金)

URL : [http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/mail_madoguchi.html)

(3) 周知啓発の実施

労働局及び労働基準監督署は、キャンペーンの趣旨等について、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用、使用者へのリーフレットの配布等により、国民一般に対する周知・啓発を行います。

労働時間適正化キャンペーン特設ページ(厚生労働省ホームページ内)

URL : [http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/campaign.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/campaign.html)

(4) 重点監督等の実施

労働基準監督署においては、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るための監督指導を実施します。

## 2 平成23年度における愛媛労働局管内の賃金不払残業の状況

平成23年度において、愛媛労働局管内の労働基準監督署の指導により不払いとなっていた割増賃金の支払いが行われた企業のうち、1企業当たり合計10万円以上の支払いがなされた企業の状況は以下のとおりです。

企業数	101企業(前年度比28企業減)
対象労働者数	1,699人(前年度比666人減)
支払われた割増賃金の合計額	5,778万円(前年度比5,088万円減)
1企業あたりの平均額	57万円(前年度比27万円減)
労働者1人あたりの平均額	3.4万円(前年度比1.2万円減)

[添付資料]

- ・ 『労働時間適正化キャンペーン』(リーフレット)
- ・ 平成24年度労働時間適正化キャンペーン実施要領
- ・ 平成23年度監督指導による賃金不払残業の是正状況

# 平成 24 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領

## 1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられる。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者・労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号）及び「賃金不払残業総合対策要綱」（平成 15 年 5 月 23 日付け基発第 0523003 号）等に基づき、所要の対策を推進しているところであるが、平成 24 年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため「労働時間適正化キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

## 2 実施期間

平成 24 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）まで

## 3 実施事項

### (1) 本省で実施する事項

#### ア 使用者団体等への協力要請

使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合への長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

#### イ 長時間労働等に関する情報の受付

キャンペーン期間中、厚生労働省ホームページに「労働時間等情報受付メール窓口」を設置する等により、長時間労働等に関する情報提供を重点的に受け

付ける。

ウ 周知・啓発の実施

長時間労働や、これに伴う問題の解消を図るため、以下のとおり周知・啓発を行う。

- ・キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページへの掲載等
- ・賃金不払残業の是正結果及びその解消のための取組等を示した「平成23年度 賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ」の記者発表

エ リーフレットの作成

キャンペーンの趣旨等を周知するためのリーフレットを作成する。

(2) 都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 使用者団体等への協力要請

都道府県労働局（以下「局」という。）は、主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に向けた取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ 「労働時間等情報受付メール窓口」の情報に基づく対応

局及び労働基準監督署（以下「署」という。）においては、労働基準法等違反の情報を受け付けている「労働時間等情報受付メール窓口」から提供される長時間労働等に関する情報を整理することにより、今後の監督指導等に活用する。

ウ 周知・啓発の実施

局及び署は、上記（1）ウの本省の取組を踏まえ、キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

また、集団指導の場等を活用し、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する周知・啓発を行う。

エ リーフレットの配布

局及び署は、送付されたリーフレットを、使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に対して配布するほか、集団指導、監督指導等の際に使用者等に対して配布するなどにより、有効に活用する。

オ 重点監督等の実施

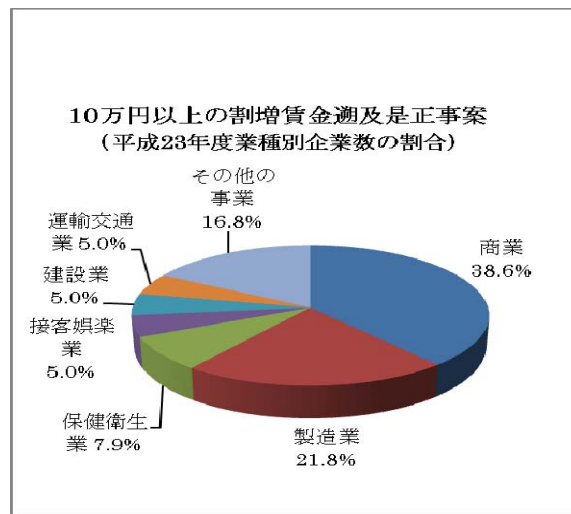
署においては、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るための監督指導を実施する。

# 平成23年度監督指導による賃金不払残業の是正状況

愛媛労働局

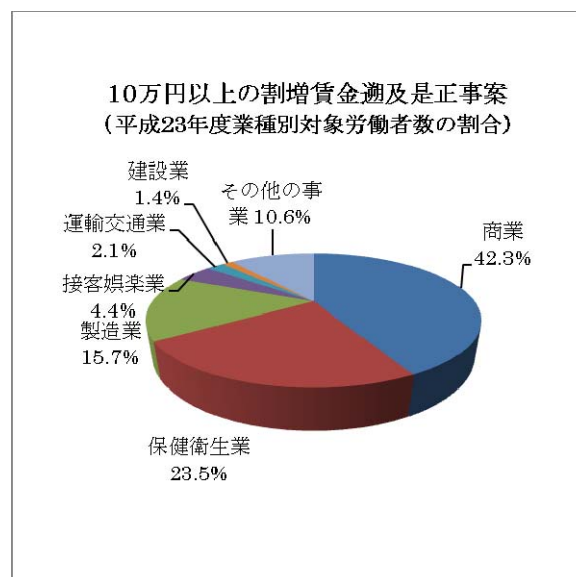
1 企業数 101企業

業種別（商業 39、製造業 22、保健衛生業 8、接客娯楽業 5、建設業 5、運輸交通業 5、その他 17）



2 労働者数 1,699人

業種別（商業 719人、保健衛生業 399人、製造業 266人、接客娯楽業 75人、運輸交通業 36人、建設業 23人、その他 181人）



3 支払額 5,778万円

業種別（商業 1,576万円、製造業 906万円、保健衛生業 857万円、  
運輸交通業 575万円、接客娯楽業 326万円、建設業 164万円、  
その他 1,374万円）

